

いじめにどう対応する？ ～子どものチカラを引き出す 寄り添い支援

2025年3月6日

弁護士・社会福祉士 曾我 智史
尼崎市子どものための権利擁護委員会委員長



自己紹介

- 私は、これまで、いじめで苦しんでいる児童や生徒の事案について、調査をする立場を務めてきました。
- これまで、大阪市、神戸市、加古川市、宝塚市、岡山県、山口県、相生市、西脇市の事案で、いじめを含む**学校事故調査**をしてきました。
- 現在、大阪市いじめ調査第三者委員会委員長



「いじめ」とは？

「いじめ防止対策推進法」という法律があります。



- ・いじめの防止
- ・いじめの早期発見
- ・いじめへの対処



「いじめ」とは？

いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。



「いじめ」とは？ ～ ポイント

- いじめは、強い、弱いに関係なく、誰にでも起こりうるものである。



「いじめ」とは？ ～ ポイント

- いじめにあたるか否かの判断は、
「心身の苦痛を感じている」という、
“それをされている側”の立場にたって考える。



「いじめ」とは？ ～ ポイント

□ 「心理的または物理的な影響を与える行為」

（≠ 「心理的、物理的な攻撃」(昔の定義)）

⇒ 冷やかし、からかい、無視、けんか、いじり

⇒ 「いじめ」にあたりうる。



「いじめ」とは？ ～ ポイント

□ 「インターネットを通じて行われるものを含む」



- ・ネット上の掲示板への書き込み
- ・SNS

(X、LINE、TikTok、Instagramなど)

など。



いじめは、法律で禁止されている

いじめ防止対策推進法

第4条に…

「児童等は、いじめを行ってはならない。」



いじめをして、相手を傷つけたら

法的責任を問われることがある

⇒ 法的責任には、刑事責任と民事責任とがある。



私が、いじめ調査委員会の委員として経験した事例から
※ 尼崎市内の事案ではありません。また、実際の事実関係とは
違っている部分があります。

- ・いじめられた生徒・・・Aさん（女子）
- ・いじめた生徒・・・Aさんの同級生
- ・いじめられた期間
・・・中1の2学期～中2の1学期末まで



私が、いじめ調査委員会の委員として経験した事例から

- ・いじめの内容

中 1 の 2 学期はじめ

- ・・・部活動内で、Aさんが、独りぼっちにされる。

中 1 の 2 学期の終わりころ

- ・・・Aさんは、クラス内で、いじられるようになる。



私が、いじめ調査委員会の委員として経験した事例から

- ・いじめの内容（続き）

中1の3学期の1月

・・・クラスを中心に、LINEに、Aさんの「目撃情報」が
載せられたり、Aさんの陰口が書き込まれるように
なる。



私が、いじめ調査委員会の委員として経験した事例から

- ・いじめの内容（続き）

中1の3学期の2月なかばころ

・・・教室内のAさんの机の中に、Aさんを傷つける内容のメモが入られる。

メモの中身は、「あほ、ぶさいく、最低、ミジンコ以下」



私が、いじめ調査委員会の委員として経験した事例から

- ・いじめの内容（続き）

中1の3学期の3月

・・・クラスの文集に、Aのことをいじる内容が書き込まれる。



私が、いじめ調査委員会の委員として経験した事例から

- ・いじめの内容（続き）

中2の1学期

・・・新しいクラスになったが、Aさんは、誰ともうまくコミュニケーションをとれなくなり、教室内でも独りぼっちで過ごした。⇒ 以後、不登校に。



私が、いじめ調査委員会の委員として経験した事例から

Aさんは、いじめ調査をしている私に対して、次のように言った。

⇒ 「どうして、いじめってなくなるのですか？」

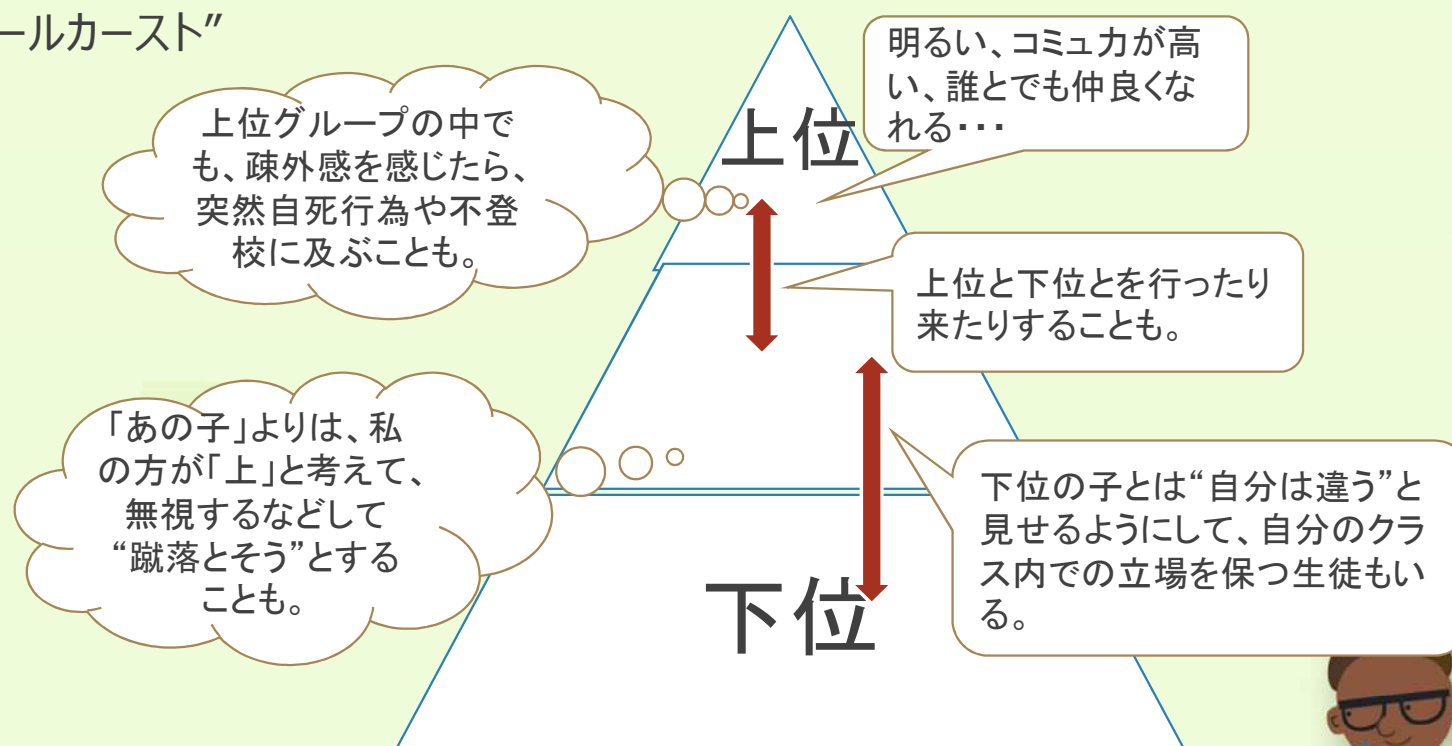


いじめが発生、深刻化する
メカニズムを知ろう。

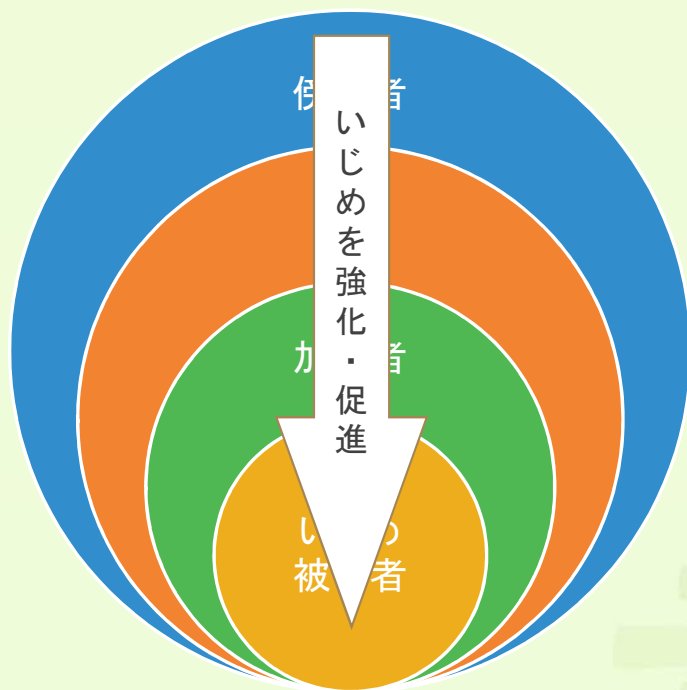


スクールカースト（森口、堀、鈴木）

“スクールカースト”



いじめの4層構造（森田、清水）



○「観衆」は、「いじめをはやし立てて面白がって見ている子どもたち」

○「傍観者」は、「見て見ぬふりをしている子どもたち」である。

→ いずれも、いじめが行われるのを「促進」する役割を演じることになる。



いじめの4層構造

■ いじめの四層構造（森田洋司『いじめとは何か』）

○現代のいじめ集団の構造は、「加害者」「被害者」「観衆」「傍観者」という四層からなっている。

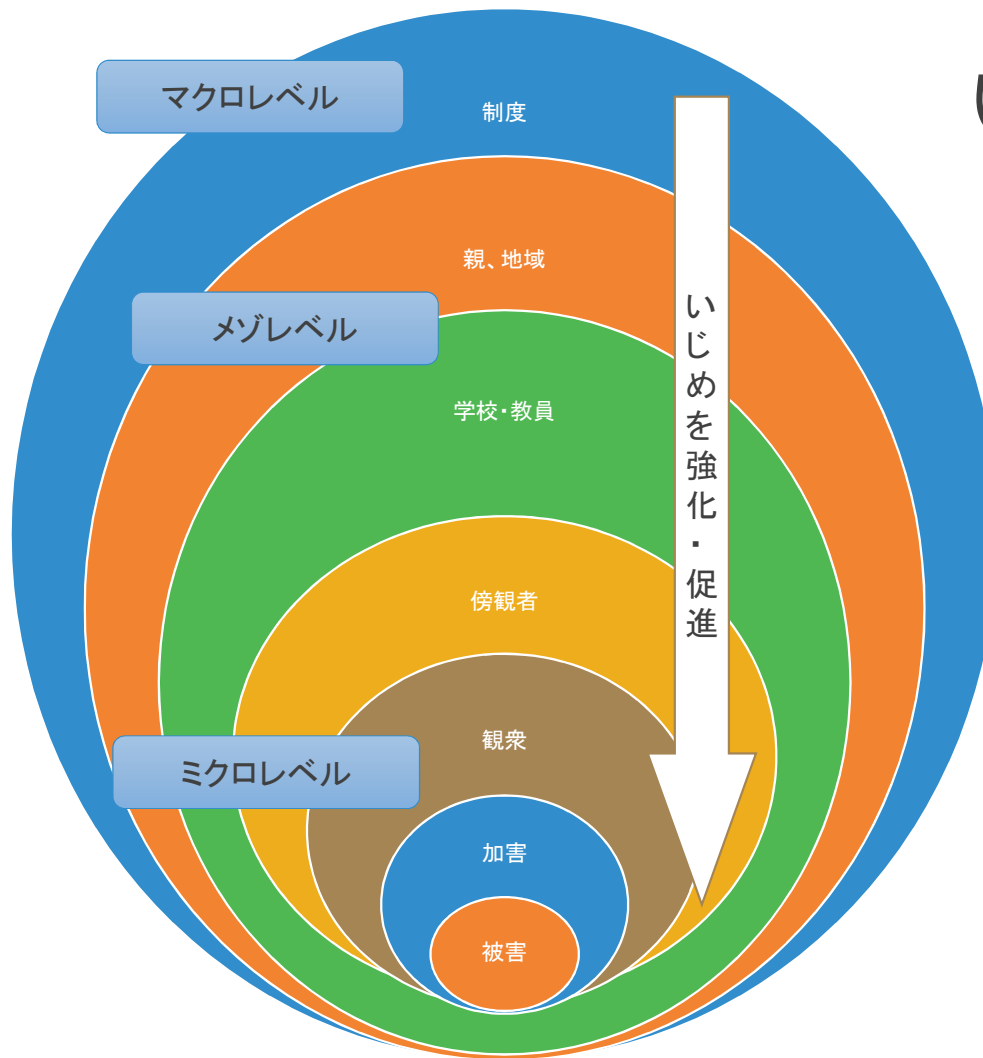
○「加害者」は、「被害者」に対して、例えば、無視やからかい、暴言、暴力などの行為をする者であり、「被害者」は、その相手となる者である。

○「観衆」は、「いじめをはやし立てて面白がって見ている子どもたち」であり、「傍観者」は、「見て見ぬふりをしている子どもたち」である。

○このような意味での「観衆」や「傍観者」がいることにより、「いじめる子」である「加害者」は、図に乗って、“いじめ行為”をエスカレートさせていく。

○「仲裁者」（いじめに対して、否定的反応を示す者）が現れれば、いじめがエスカレートしていくのが抑止される。





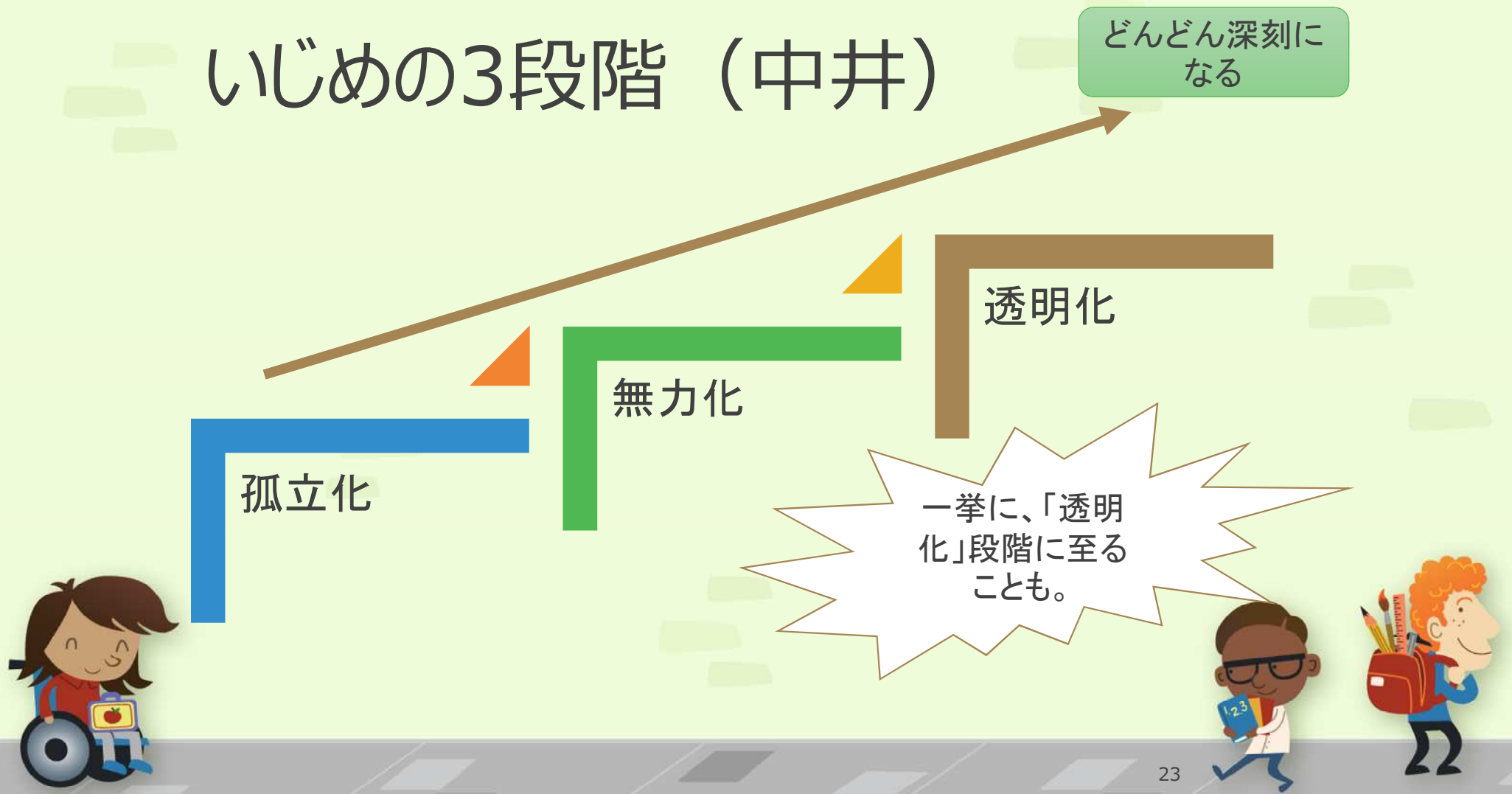
いじめの多重多層構造 (2023曾我作成)

マクロレベル・・・次のような言い方ができる。つまり、「被害」に位置付けられる者を、「いじめられた」と言えるようにしたのは、いじめ防止法という「法律制度」である。

メゾレベル・・・例えば、親の「いじめ」の定義への理解の足りなさや、地域性、教員の振る舞いや同僚性の悪さが、児童生徒のいじめを促進している。

ミクロレベル・・・いじめの4層構造の指摘。

いじめの3段階（中井）



いじめの3段階（中井） ～孤立化、無力化、透明化

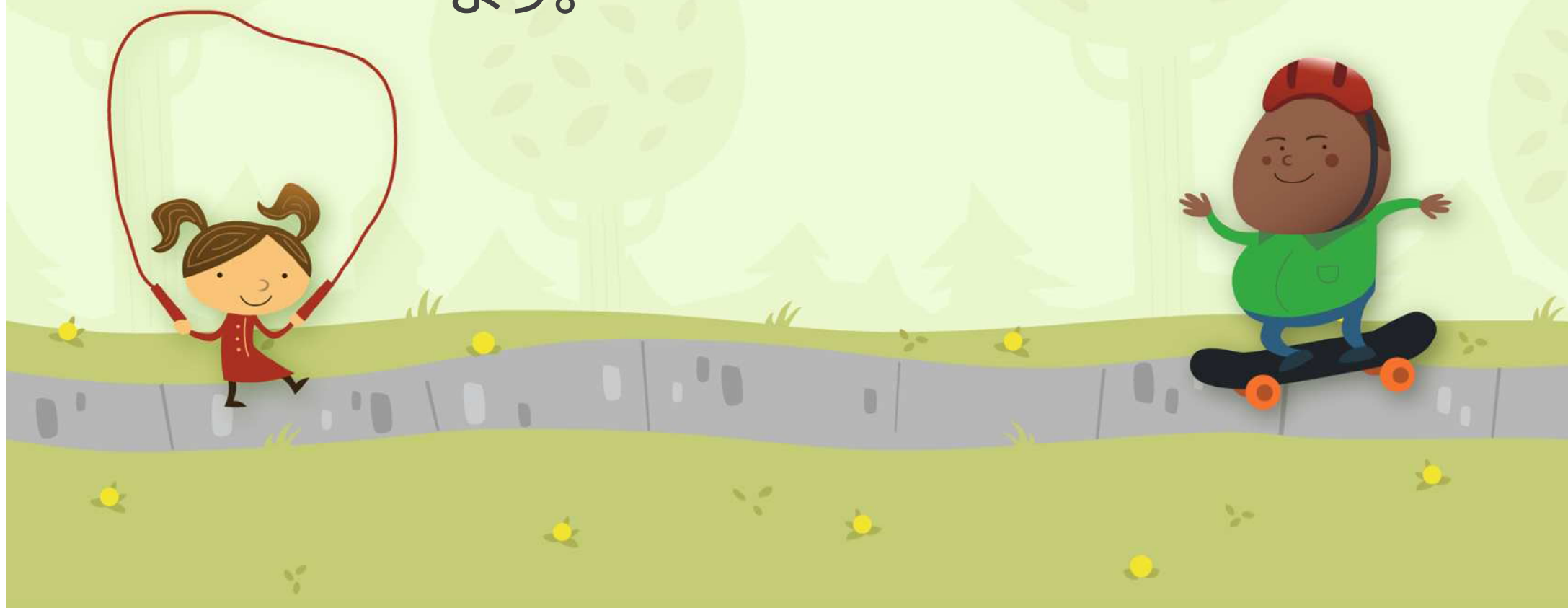
○「孤立化」・・・いじめる側がいじめのターゲットである「いじめられっ子」を決め、無視や陰口、からかいなどをしている、と言える段階。

○「無力化」・・・「いじめられっ子」が“反撃は一切無効だ”と考えるに至って
る段階（いじめる側が、無視や陰口、からかい、時には脅しや暴力によっ
て反撃は無意味だと思い知らせることにより、いじめる側を、いわば、飼い
ならしている状態）。

○「透明化」・・・いじめる側が、陰口やからかいなどをしなくても、集団の雰
囲気だけでいじめられる側を追い詰めることが可能な状態
（時には、いじったり、逆に、優しくしたりして、“飼いならす”）。



次の事例で、寄り添い方を考えよう。



事案の内容

- 高校1年生のAさん（女性）のケース。
- トラブルの相手の子は、男子生徒Bが主である。男子生徒Bほか2名（内訳は、男子2名、女子1名）が、Aさんの家にお泊り会をすることを巡り（Aさんの母が反対していた）、行き違いが起こった。
- 男子生徒Bは、Aさんとその母を、SNSや口頭で、誹謗中傷する言動をした。
例）「Aと関わるな」「あの親子、そろって頭が悪い」
「母親は、まともな日本語がしゃべれない」
- Aの母が、学校に相談したところ、男性生徒Bは「俺、学校辞めさせられようとしている」「なんか訴えられるらしい」などと発信。
- このような経過の中で、Aさんは仲間外れにされ、登校できなくなった。



事案の内容（続き）

- ・Aさんと母は、学校にいじめられていることを訴えた。
- ・ところが、学校は、男子生徒Bに対して、校長からの口頭注意（Instagramのフォロー外しだけを問題視）にとどまった。
- ・教頭は、Aさんとその母に対して、「たまたまいじめに見えるだけで、もともとは、母が、訴えるとか退学させるなどと発言したことが原因です」などと述べた。
- ・これに対して、Aさんはショックを受けて、死のうと考えた。



尼崎市子どものための権利擁護委員会の活動

- Aさんと面談 「いじめがなくなって安全に学校に行きたい。転校したくない」
「男子生徒Bが、事実と違うことを吹聴しているので、これを消して欲しい。」
「自分を仲間外れにしたり、自分が言ってもいないことを言ったなどと吹聴した子たちに、学校に来ないように処分して欲しい。自分がなぜ登校できないのか。自分は学校を欠席扱いになっている。」
「男子生徒らが、なぜ自分を仲間外れにしたのかを、男子生徒らから直接聞きたい」
- また、Aさんからは、男子生徒Bや、Aさん自身を巡る、生徒同士の相関関係についても聞いた。男子生徒Bが影響力を持っていることを確認。
→ 委員からは、いじめ防止法を説明し、男子生徒らを継続的に指導する必要性を説明した。Aさん本人は「そうしてほしい」との発言。



尼崎市子どものための権利擁護委員会の活動

- 学校訪問

委員から、教員らに対して、Aさんの気持ちを伝える。

また、いじめ防止法や文部科学省の指針を説明し、本事案の本質は、Instagramのフォロー外しというよりは、仲間外れにされて、Aさんが疎外感を感じ、自分のことを悪く言われていると思っている点であることを伝えた。さらに、継続的指導が必要であること、Aさんの心理面での支えとなる教員が必要であり、その教員によって見守られていることがAさんに伝わるようなアプローチを考えてほしいことなどを伝えた。

→ 学校は、本件を「いじめ」とであると認知し、Aさんが学校を休んでいても欠席扱いにしない、Aさんに安心感を感じてもらえるように工夫をすることを述べた。



尼崎市子どものための権利擁護委員会の活動

- Aさん本人に面談内容をフィードバック。
Aさん母には、自らがプレイヤーになることなく対応して欲しいと伝えた。
Aさんが学校で安心して生活できるようにするために、Aさんにどうして欲しいかを聞いた（「相手の男子生徒らが、私のいる教室に来ないようにしてほしい」「同級生 ● ●さんと仲が良い」などの話が聞けた）
- 再度学校訪問（Aさん本人とともに）
学校では、相手の男子生徒らと、Aさん本人が顔を合わせないように、動線を分ける、登下校の時間をずらす、男子生徒らに定期的に声をかけ、Aさんに対する配慮をするように伝えていく、などの話が聞かれた。
Aさん本人からの要望として、学校の中で男子生徒Bと遭遇してしんどくなったら、保健室などを避難場所として使わせてほしい（学校は、了承）。
- このころ、Aさんは、学校に再び登校できるようになった。
- その後も、Aさんの話をその都度聞きつつ（学校内での変化など）、Aさんをフォローアップ。



私たちがしたこと

- Aさんの気持ちを中心にして、それを学校に伝えていく。
- 学校に対しては、法律の枠組みを説明し、それに基づいて対応する必要性に気づいてもらう。
- Aさんには、学校が対応してくれようとしていることを伝え、学校に対する不信感を減らすようにする。
- 学校に通い始めて以降も、Aさんは、同級生から引き続き嫌なことをされていると述べるが、信頼できる先生に相談してみるように促したり、考え方の整理を手伝ったりするなどして、継続的にサポート。

